

学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任にご提出ください。

つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いします。

① 感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。(0568-77-1231)

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

<インフルエンザの場合>

・本校の様式による「インフルエンザ治療報告明書(様式1)」ご利用ください。

・必ずしも、医療機関の証明をいただくものではありません。

保護者記入の場合は、受診を証明できるもの(調剤説明書のコピー等)を必ず添付してください。

<インフルエンザ以外の感染症の場合>

・本校の様式による「治癒証明書」または「医師の診断書」

上記以外でも、診断名、治療期間がわかり、医師の印があれば結構です。

③ 提出時期

・登校時に提出

登校時が原則ですが、困難な場合は、後日提出していただいても結構です。

*出席停止となる感染症の種類

| 病名 | 出席停止の基準 |
|--|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹(はしか) | 解熱した後、3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風疹 | 発疹が消失するまで |
| 水痘(みずぼうそう) | すべての発疹が、か皮化するまで |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後、2日を経過するまで |
| 結核 | 症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| その他、学校で流行が起こった場合、または流行のおそれがある場合、流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。 | |

インフルエンザ治療報告書

____年____組 氏名_____

インフルエンザ（疑い含む）感染症を認めます。

【病名】

インフルエンザA型 ・ インフルエンザB型 ・ 疑い

（該当する箇所に○をつけてください）

出席停止期間 ： 自平成 年 月 日

 至平成 年 月 日

（医師から登校を控えるように指導された期間）

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

または 保護者氏名

印

* 注意事項

- ・ 保護者記入の場合は、受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等…患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を**必ず**添付してください。
- ・ 登校につきましては、医師の指示に従ってください。

